第1回岩手県道路メンテナンス会議

日時：平成26年5月20日(火)
13：30～15：00
場所：岩手河川国道事務所
大会議室

次　　第

会議設立主旨及び会議規約について
東北地方整備局道路部地域道路調整官

1．開　会

2．会長あいさつ
岩手河川国道事務所長

3．道路メンテナンス会議の概要
東北地方整備局道路部道路保全企画官

4．意見交換(その他)

5．閉　会

平成26年度 第1回 岩手県道路メンテナンス会議 配席図

― 入り口 ―

演 台

説明者

会長

副会長

司会

岩手河川国道 事務所長	三陸国道 管理課長	岩手県 県土整備部 道路環境課 総括課長	盛岡市 建設部 道路管理課	宮古市 都市整備部 建設課	大船渡市 都市整備部 建設課	花巻市 建設部 道路課	北上市 都市整備部 道路環境課	久慈市 建設部 土木課
遠野市 環境整備部 建設課	一関市 建設部 維持課	陸前高田市 建設部 建設課	釜石市 建設部 建設課	二戸市 建設整備部 建設課	八幡平市 産業建設部 建設課	奥州市 都市整備部 土木課	滝沢市 都市整備部 道路課	雫石町 地域整備課
葛巻町 建設水道課	岩手町 地域整備課	紫波町 建設部 土木課	矢巾町 道路都市課	西和賀町 建設課	金ヶ崎町 建設課	平泉町 建設水道課	住田町 建設課	大槌町 復興局 環境整備課
山田町 建設課	岩泉町 地域整備課	田野畑村 建設第一課	普代村 建設水産課	軽米町 地域整備課	野田村 地域整備課	九戸村 農林建設課	洋野町 建設課	一戸町 建設部 地域整備課
東日本 高速道路(株) 東北支社 技術部 技術企画課	岩手県 土木技術 振興協会	岩手県 土木技術 振興協会						

報道機関

岩手県道路メンテナンス会議

設　立　趣　意　書

インフラの老朽化対策が社会的な課題となっています。

地方自治体においても、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要でありますが、特に市町村では、道路構造物の維持管理についての技術ノウハウや土木技術系職員が不足しているなどの課題を抱えています。

今後は、点検や計画策定の定期的な実施に加え、それに基づく修繕の実施も大きな課題となっています。

更に、国において策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各インフラの管理者は、「インフラ長寿命化計画」及び「個別施設毎の長寿命化計画」を策定する必要があります。

これらを踏まえ、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートしようとするこの機に、道路管理者が連携しながら、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携を深め、道路の管理を効果的に行っていくことが急務となっております。

これらの取り組みに当たっては、個々の道路管理者で対応するよりも県内道路管理者が一体となって対応することが効果的であり、そのための新たな組織作りが必要です。

そこで、このような諸活動を行う組織として「岩手県道路メンテナンス会議」を設立します。

平成26年5月20日

岩手県道路メンテナンス会議規約

（名　称）

第１条　本会は「岩手県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）という。

（目　的）

第２条　会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、岩手県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

（事　業）

第３条　会議は第２条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

（１）道路メンテナンスに関する情報共有（技術基準説明会や現地研修会の実施、損傷事例や対応事例、点検や措置状況等）に関する事業

（２）関係者の意見調整（点検、補修等に重点的に取り組むべき路線に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業

（３）国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、老朽化対策に対する関心と理解の醸成等）に関する事業

（４）前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業

（構　成）

第４条　会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

２　会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は東北地方整備局岩手河川国道事務所長、副会長は岩手県県土整備部道路環境課総括課長とする。

３　会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

４　会長は、必要に応じて地区会議の設置をすることができる。

５　会長は、会員以外の者で、老朽化対策に関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

６　会長は、個別課題等についての検討・調整を行うための「専門部会」を設置できる。

（事務局）

第５条　会議における事務は、岩手県県土整備部道路環境課、東北地方整備局道路部、東北地方整備局岩手河川国道事務所道路構造保全官及び東北技術事務所維持管理技術課において処理する。

（雑　則）

第６条　本規約に定めるもののほか、会議の実施のため必要な事項は運営細則で定める。

２　本規約及び運営細則の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

附　則　（施行期日）　この規約は、平成２６年５月２０日から施行する。

別紙

岩手県道路メンテナンス会議構成機関

（構成機関）

岩手県県土整備部道路環境課
盛岡市建設部道路管理課
宮古市都市整備部建設課
大船渡市都市整備部建設課
花巻市建設部道路課
北上市都市整備部道路環境課
久慈市建設部土木課
遠野市環境整備部建設課
一関市建設部維持課
陸前高田市建設部建設課
釜石市建設部建設課
二戸市建設整備部建設課
八幡平市産業建設部建設課
奥州市都市整備部土木課
滝沢市都市整備部道路課
雫石町地域整備課
葛巻町建設水道課
岩手町地域整備課
紫波町建設部土木課
矢巾町道路都市課
西和賀町建設課
金ヶ崎町建設課
平泉町建設水道課
住田町建設課
大槌町復興局環境整備課
山田町建設課
岩泉町地域整備課
田野畑村建設第一課
普代村建設水産課
軽米町地域整備課
野田村地域整備課
九戸村農林建設課
洋野町建設課
一戸町建設部地域整備課

東日本高速道路(株)東北支社技術部技術企画課
東北地方整備局道路部
東北地方整備局岩手河川国道事務所
東北地方整備局三陸国道事務所
東北地方整備局南三陸国道事務所

（オブザーバー）
（財）岩手県土木技術振興協会

岩手県道路メンテナンス会議運営細則

（事　業）

第１条　本細則は岩手県道路メンテナンス会議規約（以下「規約」という。）第６条第１項に基づき、会議の運営に関する事項を定める。

（幹事会）

第２条　会議の運営について幹事会を設置し、必要に応じて開催するものとする。

２　幹事会は別紙１に掲げる関係機関で構成する。

（会議の招集及び運営）

第３条　会議の招集は各機関の要請に基づき、事務局が行う。

２　会議の運営（会議進行等）は事務局が行う。

３　幹事会の運営についても第１項及び第２項を適用する。

附　則　（施行期日）　この規約は、平成２６年５月２０日から施行する。

別紙１

岩手県道路メンテナンス会議幹事会構成機関

（構成機関）
岩手県県土整備部道路環境課
東北地方整備局道路部（地域道路グループ、道路保全グループ）
東北地方整備局岩手河川国道事務所道路管理第二課
東北地方整備局東北技術事務所維持管理技術課

岩手県道路メンテナンス会議の概要

資料１

道路老朽化対策として、総力を挙げて本格的なメンテナンスサイクルを始動することとなりました。
その第一歩として、「道路メンテナンス会議」を立ち上げます。

目　　的

各道路管理者におけるメンテナンスサイクルを持続的に回すことにより、老朽化対策の本格実施に貢献し、国民生活の安全かつ円滑な活動の確保及び効果的な道路管理を実現する。

開催目標

確実な開催：本会議は年度２回、現地研修会等を各地域１回開催程度

体　　制

会長　　：東北地方整備局岩手河川国道事務所長
副会長　：岩手県県土整備部道路環境課総括課長
会員　　：岩手県、県内市町村、東北地方整備局道路部・岩手河川国道事務所・三陸国道事務所・南三陸国道事務所、東日本高速道路(株)東北支社
事務局　：県道路環境課、整備局・岩手河川国道事務所・東北技術事務所
(オブザーバー：岩手県土木技術振興協会)

取り組み事項(案)

①道路メンテナンスに関する情報共有
- 技術基準説明会、現地研修会等の実施
- 損傷事例や対応事例に関する情報の共有
- 点検、措置状況に関する情報共有　等

②関係者の意見調整
- 点検、補修等に重点的に取り組むべき路線に関する意見調整
- 対外協議に関する調整　等

③国民・道路利用者等を対象とした広報
- 点検結果や構造物の健全度に関する情報発信
- 老朽化対策に対する関心と理解の醸成　等

④その他、会議の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

資料２

利用者遂に、４，０００人を突破！

【H20～25年度利用者内訳】

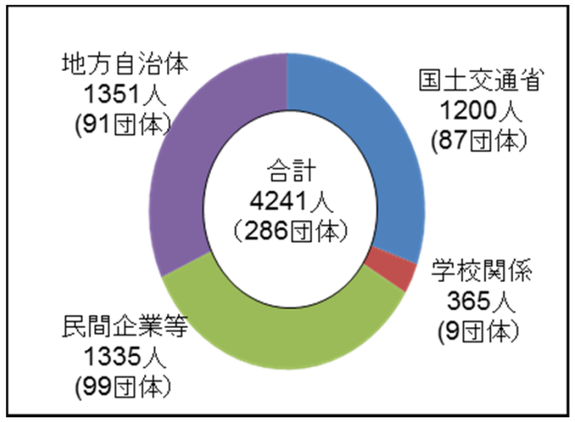

【施設利用者の声】

☆大変役に立った･･･ **９割**

特に参考になった内容

- 施工不良の再現･･･７割
- 非 破 壊 試 験･･･２割
- 施工手順の再現･･･１割

“百聞は一見” まずはご利用を！

利用コース

利用者のレベルや目的、立場等に合わせてコースの選択可能！

①体験型基礎コース（2時間）
②監督検査コース（3時間）
③品質確保コース（1．5時間）
④ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞｺｰｽ（最大3時間）
⑤構造物保全点検コース
（拡充予定）

◎各コースの技術レベルと位置付け（イメージ）

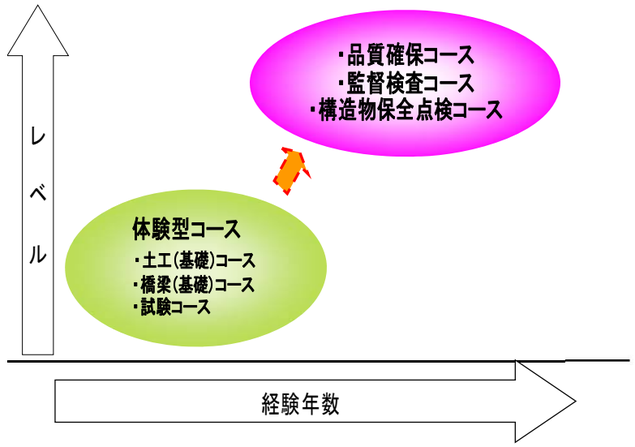

誰でも利用可能です。是非ご利用を！

国土交通省　東北地方整備局

東北技術事務所

〒985-0842　宮城県多賀城市桜木3-6-1

【体験型土木構造物実習施設利用窓口】

TEL　022-365-8047（施工調査・技術活用課）

【申し込み先】

◇詳しくはホームページでご覧下さい。
http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/index.html

実物大の臨場感で

“見て、触れて、考える”

体験型土木構造物実習施設

エリア１：ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物

エリア１：橋梁上部工モデル

エリア２：土工モデル

国土交通省　東北地方整備局

実物大の臨場感で体験可能！　（見て・触れて・考える）　１５種類の構造物を配置

工事監督・検査に対応する技術や維持管理における点検技術の習得や施工手順、品質の良否判定などの**基礎技術や判断技術を習得**することを目的とした**実践的**な施設です。

実物大の構造物の実習施設としては**東北地方唯一**のものです。

～施工順序、名称・種類、施工上の留意点を学ぶ～

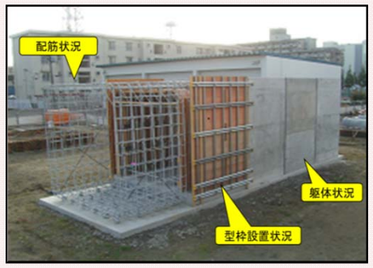

函渠工

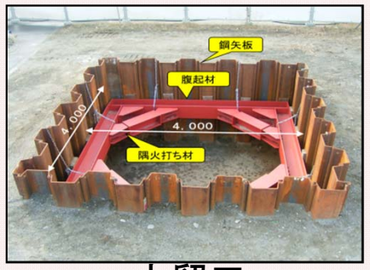

土留工

橋脚耐震補強工

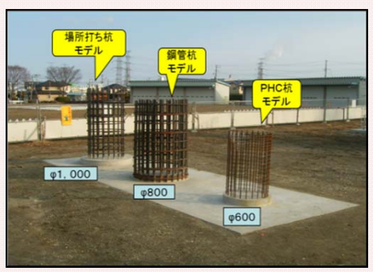

杭基礎工

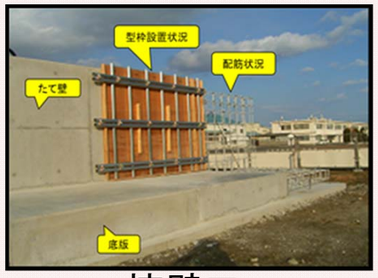

擁壁工

防護柵工

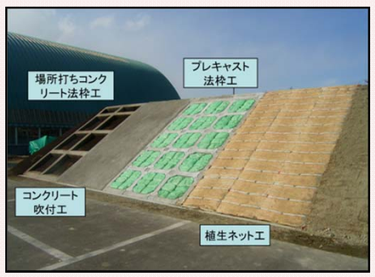

法面工

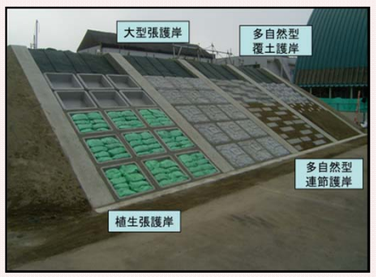

護岸工

補強土壁工

～施工不良箇所を探してみよう～

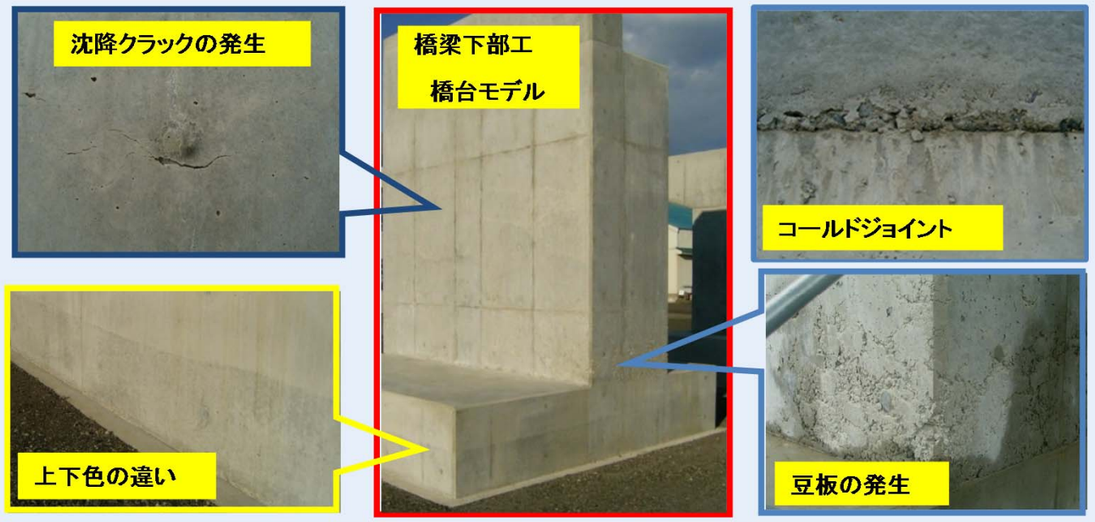

・なぜこうなったのか？　・防ぐ方法は？　・品質にどう影響するの？

～橋梁上部工の点検・診断技術を学ぶ～

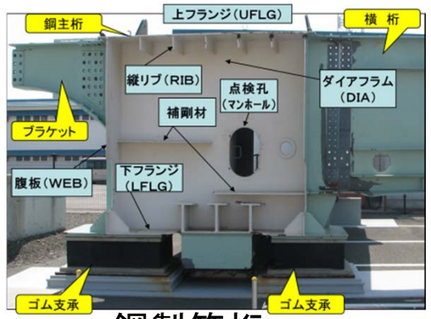

鋼製箱桁

劣化した
PC中空床版桁

劣化したRC床版

PCT桁

制震ダンパー

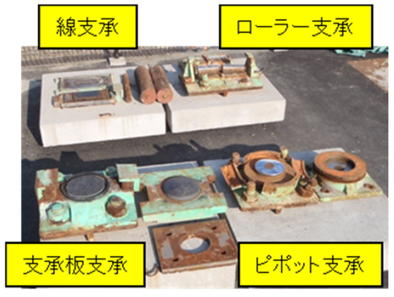

鋼製支承